

(整理番号 290104)

第 616 回 兵庫地方最低賃金審議会

議事要旨

|      |  |        |        |
|------|--|--------|--------|
| 開催日時 | 平成 29 年 7 月 31 日 10 時 00 分～11 時 50 分   |        |        |
| 出席状況 | 公益を代表する委員  | 出席 5 人 | 定数 5 人 |
|      | 労働者を代表する委員   | 出席 4 人 | 定数 5 人 |
|      | 使用者を代表する委員   | 出席 5 人 | 定数 5 人 |
| 主要議題 | 1 兵庫県特定最賃の改正決定の必要性の有無について<br>2 地域別最低賃金の目安に係る中央最低賃金審議会の答申について<br>3 最低賃金基礎調査結果について<br>4 意見陳述について<br>5 その他  |        |        |
| 議事要旨 | <p>1 兵庫県特定最低賃金の改正決定の必要性について審議され、兵庫地方最低賃金審議会会長（清水信一）から兵庫労働局長（小林健）に対し、兵庫県特定最低賃金（別紙の 1 に掲げる特定最低賃金）の改正について必要性の有との答申が行われた。</p> <p>また、兵庫労働局長（小林健）から兵庫地方最低賃金審議会会長（清水信一）に対し、前記 7 業種の特定最低賃金の改正決定の諮問が行われた。</p> <p>2 特定最低賃金専門部会が全会一致で議決した場合は、審議会令第 6 条第 5 項を適用すること、その用務を終了した場合に廃止することが議決された。</p> <p>3 地域別最低賃金の目安に係る中央最低賃金審議会の答申について伝達を行った。兵庫局が該当する B ランクの引上げ額の目安は 25 円である。</p> <p>4 最低賃金基礎調査結果（都道府県労働局における最低賃金審議会の最低賃金の決定または改正のための審議資料のために、当年 6 月 1 日現在の労働者の賃金実態を明らかにすることを目的として行われる、統計法に基づく一般統計調査）についてその結果が示され、説明が行われた。</p> <p>5 地域別最低賃金の改正について意見提出があった労働組合（別紙の 2）が意見陳述を行った。</p> <p>6 次回の最低賃金審議会の開催日は 8 月 4 日（金）13 時 30 分から開催することが決められた。次回審議会は非公開で行うこととされた。</p> |        |        |

1 改正決定の必要性についてありと答申された特定最低賃金

- (1) 兵庫県塗料製造業最低賃金
- (2) 兵庫県鉄鋼業最低賃金
- (3) 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金
- (4) 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金
- (5) 兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金
- (6) 兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金
- (7) 兵庫県自動車小売業最低賃金

2 地域別最低賃金の改正について意見提出があった労働組合

- スイートガーデン労働組合神戸支部
- 兵庫県パート・ユニオンネットワーク
- 兵庫県労働組合総連合